

農業委員会定例会 5月

1. 開催日時 令和4年5月20日 午後1時30分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室
3. 欠席委員 職務代理、6番委員
4. 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 非農地証明願承認について
 - 議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
5. その他
6. 会議の概要

事務局

定刻となりましたので、ただいまから定例会を開催したいと思います。
議事につきましては、会長に進行をお願いします。

議長


(会長あいさつ)

本日の議事録署名人ですが、3番委員、4番委員をお願いします。
それでは、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の1番から6番と8番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

1番は、在住のさん所有の

 畑 514 m² と

 畑 125 m² の計2筆639 m²について

2番は、在住のさん所有の

 畑 299 m² と


 畑 237 m² と

 畑 204 m² と

 畑 16 m² と

 畑 76 m² と

 畑 142 m² と


 畑 605 m² の計7筆1,579 m²について

3番は、在住のさん所有の

 畑 1,207 m² と

 畑 187 m² と

 畑 574 m² と


 畑 189 m² の計4筆2,157 m²について

4番は、在住のさん所有の

 畑 480 m² と

 畑 82 m² と


 畑 400 m² と

 畑 59 m² の計4筆1,021 m²について

5番は、在住のさん所有の

 畑 530 m² と

 畑 204 m² と

 畑 259 m² の計3筆993 m²について

6番は、在住のさん所有の

■■■■■■■■■■ 畑 302 m² について
8番は、■■■■ 在住の■■■■■■■■■■ さん所有の
■■■■■■■■■■ 田 1,382 m² について
■■■■■■■■■■ の■■■■■■■■■■ が譲り受け、申請地では■■■■■■■■■■ を栽培する計画となっています。■■■■■■■■■■ の現在の経営規模は 177,015.79 m² で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 1から6番までは、■■■■■■■■■■ に位置しており、昔は■■■■■■■■■■ ■■■■ が植えられていましたが、現在は雑木林になっております。(ここらへんは) ■■■■ ■■■■ が開墾している土地になります。今後、■■■■■■■■■■ ■■■■ の栽培をされるようです。荒廃している土地を再生するようなので、問題ありません。

議長 8番については地元委員さんが欠席ですので、事務局で何か聞いていますか。

事務局 職務代理からは、■■■■■■■■■■ はここも■■■■■■■■■■ が規模拡大を図っている場所で、事情があるため■■■■■■■■■■ の方からは進入できませんが、下側からは入れるようで、湿地帯ですが問題ありませんと伺っています。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の7番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 7番は、■■■■ 在住の■■■■■■■■■■ さん所有の
■■■■■■■■■■ 田 1,060 m² について
■■■■■■■■■■ の■■■■■■■■■■ さんが譲り受け、申請地では■■■■■■■■■■ を栽培する計画となっています。■■■■■■■■■■ さんの現在の経営規模は0 m²ですが、今回の所

有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さんは欠席です。事務局で何か聞いていますか。

事務局 職務代理からは、所有者の■■■■■さんはかなりご高齢のため、植えて耕作してくれる人がいるのはありがたいと伺いました。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の9番と11番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 9番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■畑 414 m² について
11番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■畑 419 m² と
■■■■■畑 272 m² と
■■■■■田 842 m² と
■■■■■畑 1,179 m² の計4筆2,712 m²について■■■■■の■■■■■さんが譲り受け、申請地では■■■■■を栽培する計画となっています。■■■■■さんの現在の経営規模は3,126 m²で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 9番について、地元委員さん、この件の補足説明はありますか。

5番委員 ■■■■さんとお話しましたが、家の前の畑で、移住してきて最初に借りた畑らしいですが、今回、5年間の貸借期間が終わるときに、所有者からの希望で購入するようになったようです。■■■■■もししっかり耕作されているため、問題ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■ 田 1,351 m² と
■■■■■ 田 383 m² の計2筆1,734 m²について
■■■■■の■■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5番委員 申請地は毎年、■■■■■さんが■■■■■を作っており、更新のため問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■ 田 499 m² と
■■■■■ 田 677 m² の計2筆1,176 m²について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■の■■■■■さんに貸し付けるものです。
申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さんは欠席ですが、事務局で何か聞いていますか。

事務局 職務代理からは、この2筆は既に■■■■■が植わっており、農地機構も間に入っているため問題ないと伺っています。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、■■■在住の■■■さん所有の
■■■■■ 畑 781 m² と
■■■■■ 畑 928 m² と
■■■■■ 畑 721 m² と
■■■■■ 畑 748 m² の計4筆3,178 m²について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■の■■■■■に貸し付けるものです。
申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は6年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 既に■■■■■が借りていた場所で■■■■■が植わっており、今回、香川県農地機構を介した貸借に変更するだけなので、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■田 459㎡ について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■の■■■■さんに貸し付けるものです。
申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 （ここは、）すぐに作付けできそうな開けた場所で、日当たりもよく広い道にも面しています。農地機構が間に入るため、問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の6番と7番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 6番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■畑 915㎡ と
■■■■畑 1,594㎡ の計2筆2,509㎡について
7番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■雑種地（現況：畑） 64㎡ と
■■■■畑 196㎡ の計2筆260㎡について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■の■■■■に貸し付けるものです。

申請地では、[]を栽培する計画で、期間は6番については10年間、7番については6年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さんは欠席です、事務局の方で何か聞いていますか。

事務局 6番委員からは、特に問題ありませんと伺っています。

議長 この件について意見はありますか。

7番委員 (議案に)「新規」とありますが、(現地は)既に[]が植わっていませんか。

専門員 ここには[]が植わっています。以前は[]さんが管理していましたが、管理する面積を減らしたいということで、今回、[]が借りることになりました。

議長 他に意見がありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。

閉 会 午後1時52分

議 長 会長

議事録署名人 3番

議事録署名人 4番